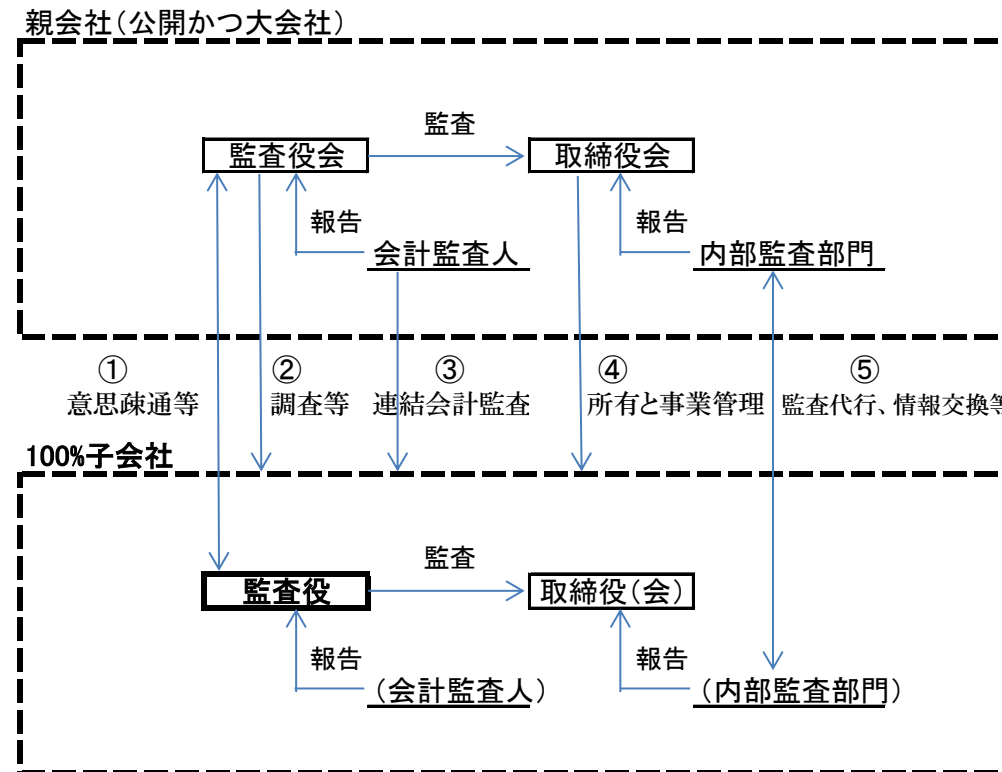




(根拠法令)

注① 会社法施行規則第105条4項 監査役は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該株式会社の他の監査役、当該株式会社の親会社及び子会社の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

注② 会社法第381条3項 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、監査役設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(③④⑤については法令根拠を特定して指し示すのは難しいと思われる。)

※ 親会社が指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社の場合でも、子会社監査役から見た関係性に限れば大きな違いはないものと想定。

※ 内部監査部門から監査役(会)への報告は図の煩雑さを避け表示せず。

※ 子会社の会計監査人及び内部監査部門は設置がない場合もあり()書き。